

平成19年 No.44

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部を改正する規程

改正理由

大学管理運営上，理事の任期を改正する必要があるため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 9 月 5 日 役員会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年9月6日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第27号

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部改正について

改正理由：大学管理運営上，理事の任期を改正する必要があるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 附 則 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。 2 平成19年11月10日を始期とする理事の任期は，第7条第1項の規定にかかわらず，<u>平成20年3月31日まで</u>とする。 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成19年9月6日から施行する。</u>	〔省略〕 附 則 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。 2 平成19年11月10日を始期とする理事の任期は，第7条第1項の規定にかかわらず，<u>平成22年3月31日まで</u>とする。